

## 【ドイツ】連邦国防軍増員のための兵役制度の改革

海外立法情報課 山岡 規雄

\*2025年12月、連邦国防軍の増員を目的として、志願制に基づく新たな兵役制度を導入する法律が制定された。同法に基づき、18歳に達した男女に志願の意向等の調査を実施する。

### 1 兵役制度の改革の背景

ドイツでは、2022年のロシアのウクライナ侵攻以降、防衛力強化の方針がとられるようになり、防衛費の増額のため、財政規律に関する従来の憲法上の規制を緩和する措置がとられた<sup>1</sup>。このように、防衛力強化に関し、財政面では一定の方策が講じられたが、国防を担う兵士の増員については課題が残っていた。ドイツでは、2011年に徴兵制が停止されたため、現状において連邦国防軍（以下「軍」）の増員を実現するには、志願者数を増加させる必要がある。連邦国防省によれば、防衛力強化に関するNATOの要請を満たすには、2035年までに約26万人の現役の兵士が必要とされるという<sup>2</sup>。近年、軍への志願者数が増加しているが、現状の現役の兵士数は約18万3千人とされ、国防省の目標を達成できる状況にあるとは言えない<sup>3</sup>。このため、徴兵制の再開の是非を含め、軍の増員の方法をめぐって活発な議論が展開された。

徴兵制再開に積極的なキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）と再開に慎重な社会民主党（SPD）の協議の結果、2025年4月に成立した連立協定では、スウェーデンの制度を参考にした志願制に基づく新たな兵役制度<sup>4</sup>の構築という方針がとられることとなった。この方針に基づき、連邦政府は、国防義務法<sup>5</sup>、軍人法<sup>6</sup>、国防給与法<sup>7</sup>等を改正する法律案を作成し、2025年9月25日、連邦議会に提出した。法律案提出後も両党間に意見の隔たりがあったため、与党内の協議が続けられ、同年11月に合意に達した。法律案は、委員会における修正を経て、同年12月5日、連邦議会により可決された。同月19日、連邦議会が可決した法律案に連邦参議院が同意し、同月29日、法律として公布された（一部の規定を除き、2026年1月1日施行）<sup>8</sup>。

### 2 国防義務法、軍人法及び国防給与法の改正の主な内容

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年1月9日である。

<sup>1</sup> 山岡規雄「【ドイツ】防衛費増額のための基本法改正」『外国の立法』No.292-2, 2022.8, p.36. <<https://doi.org/10.1501/12312722>>; 同「【ドイツ】「債務ブレーキ」緩和に関する基本法改正」『外国の立法』No.303-2, 2025.5, pp. 18-19. <<https://doi.org/10.11501/14242751>>

<sup>2</sup> „Partner der Reserve 2025“: Pistorius würdigt engagierte Arbeitgeber,“ 2025.11.3. Bundesministerium der Verteidigung website <<https://www.bmvg.de/de/aktuelles/auszeichnung-partner-der-reserve-pistorius-6037374>> この目標は、今回の改正により軍人法に明記され、2035年の現役の兵士数の目標は、25万5千人から27万人とされた（第91条第1項）。

<sup>3</sup> „Wer 18 ist, bekommt bald Post,“ *Frankfurter Rundschau*, 2025.11.14; „Bundestag billigt Wehrdienst,“ *ibid.*, 2025.12.6.

<sup>4</sup> スウェーデンでは、徴兵義務対象者（18歳以上の国民）に兵役に対する意向や適性に関するアンケートを実施した上で、兵役に召集される者が決定されている。志願制を基礎としておらず、徴兵義務対象者から選抜して義務的に召集される点で、今回ドイツが導入した制度と異なる。また、スウェーデンでは、アンケート結果を総合的に判断して召集対象者を選抜している。今回、ドイツが導入した抽選による選抜という制度（2（3）参照）は、デンマークを参考にしたとされる。„Per Los zum Bund – gerecht oder willkürlich?“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2025.10.15.

<sup>5</sup> Wehrpflichtgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. August 2011 (BGBl. I S.1730)

<sup>6</sup> Soldatengesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 30. Mai 2005 (BGBl. I S.1482)

<sup>7</sup> Wehrsoldgesetz vom 4. August 2019 (BGBl. I S.1147, 1158)

<sup>8</sup> Gesetz zur Modernisierung des Wehrdienstes (Wehrdienst-Modernisierungsgesetz - WDModG) vom 22. Dezember 2025 (BGBl. I Nr.370)

兵役制度の改革の骨子を、法律の明文規定のない部分も含めて概説すると次のようになる<sup>9</sup>。

①今後、18歳に達した男女に対し、兵役への意向や適性に関するアンケートを実施する（男性には回答義務あり。女性は任意。）。兵役に関心を示した者を軍に招待し、適性検査（Musterung、兵役のための身体検査、配属先の適性の調査等を内容とする。）を実施する<sup>10</sup>。②軍人の待遇を改善し、志願者の増加を促す。③このようにして志願者を募っても必要な兵員数に足りない場合には、徴兵制を再開する。以下、上記の内容を、法律の文言に即して解説する。

### （1）役務提供の用意に関する意思表示

国防義務対象者（18歳以上の男性ドイツ人）のうち2008年1月1日以降に生まれた者は、軍の担当部署の要請に基づき、兵役への関心や身長・体重など身体の状態等の申告を内容とする、国防役務提供の用意及び能力に関する意思表示（役務提供の用意に関する意思表示（Bereitschaftserklärung））を行わなければならない（国防義務法第2条第4項、第15a条第1項）。当該意思表示は、オンラインの質問票又は書面により行われる（同法第15a条第2項）。前記以外の者であっても、当該意思表示を行い、兵役に志願できることを通知するため、軍の担当部署は、国防義務の対象外であって、18歳以上23歳以下である者（大半は女性である。）及び2001年1月1日から2007年12月31日までの間に生まれた国防義務対象者の個人情報を処理することができる（軍人法第58i条第2項）<sup>11</sup>。2027年7月1日からは、2008年1月1日以降に生まれた男性について適性検査を義務付ける（国防義務法第2条第3項、第4項、第16条）。

### （2）志願者数の増加のためのインセンティブ

軍人の給与が引き上げられた。例えば、兵卒（最も低い軍人の階層）の月額基本給は、1,500ユーロ<sup>12</sup>から2,600ユーロに引き上げられた（国防給与法附則）。2026年1月1日以降、兵役に志願した者のうち、1年以上の役務を遂行した者に対し、本人の申請に基づき、乗用車又はトラック（車両総重量7.5トン以下）の運転免許証取得のための助成金が支給される（軍人法第31b条第1項、第31c条第1項）。

### （3）徴兵制の再開

2027年以降、連邦国防省は、連邦議会に軍の増員の状況を報告しなければならない（軍人法第91a条）。防衛政策上の状況又は軍の人員の状況により必要とされる場合、連邦議会は、「必要性に基づく国防義務（Bedarfswehrpflicht）」の開始について法律で決定する（国防義務法第2a条）<sup>13</sup>。「必要性に基づく国防義務」が開始された場合（すなわち、徴兵制が再開された場合）、適性検査等を通じて兵役の適格者と認められた者の中から「抽選（Zufallsverfahren）」で召集対象者を決定することができる（同条）。

<sup>9</sup> おおむね連邦参議院のウェブサイトにおける法律案の内容の解説に依拠した。„Wehrdienstreform,“ 2025.12.19. Bundesrat website <<https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/25/1060/1060-pk.html#top-23>>

<sup>10</sup> 改正法には、軍への招待や適性検査に関する規定は見当たらないが、軍のウェブサイトでは、このように説明されている。„Neuer Wehrdienst: Freiwilliger Einsatz für Deutschlands Sicherheit.“ Bundeswehr website <<https://www.bundeswehr.de/de/menschen-karrieren/neuer-wehrdienst>>

<sup>11</sup> 法律上は、個人情報の処理を許容する規定にとどまるが、法律案の説明では、第58i条の規定に基づき（法律案の説明（暫定版）では「第58c条」と記載されている。この説明の記載は、修正前の法律案の説明（BT-Drs. 21/1853）の記載内容を踏襲しているが、委員会における修正で「第58c条」は「第58i条」に改められたため、委員会修正後の法律案の説明としては「第58i条」が正しいものと考えられる。）、これらの者に質問票を送付し、任意で回答を求めるという方針が説明されている。BT-Drs. 21/3076 (Vorabfassung), S.91.

<sup>12</sup> 1ユーロは、約180円（令和8年1月分報告省令レート）。

<sup>13</sup> 一定の数字に達しない場合、自動的に開始するか（CDU/CSUの見解）、法律で開始を決定するか（SPDの見解）で与党間に対立があった。2025年11月の合意の結果、後者の方法を採用する一方、増員の数値目標を法律に明記することとなった（前掲注(2)参照）。„Wehrpflicht als Ultima Ratio,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2025.11.14.